

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（変形燃料貯蔵ラック及び収納缶の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年1月29日（水）15時05分～17時25分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、山中係員、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(変形燃料貯蔵ラック及び収納缶の設置)について、資料に基づき以下の説明があった。

- 3号機使用済燃料プールからの損傷・変形等燃料の取り出し関連工程
- 収納缶(大)の耐震評価について
- 収納缶(大)の取扱い及び安全対策について
 - ✓ 共用プールにおける収納缶(大)の取扱いは、天井クレーンの主巻フックに手動チェーンブロックを取り付け、当該チェーンブロックに取り付けた専用の吊具を収納缶上部に取り付けることで、収納缶を吊り上げる方法を計画している
 - ✓ 吊具の安全対策について

○原子力規制庁から、

- 共用プールの損傷・変形等燃料は、収納缶(小)(既認可)又は収納缶(大)に収納の上、対応した燃料ラックに貯蔵されることとなるが、燃料の変形状態によってどちらの収納缶に収納されるのか判断基準を明確にすること
- 収納缶(大)の取扱い及び安全対策について
 - ✓ 天井クレーンからの吊具の落下防止対策だけでなく、吊具からの収納缶の落下防止対策についても説明すること
 - ✓ 天井クレーンに吊具を追設し、燃料集合体単体を取り扱うことから、追設範囲の燃料取扱設備としての機能に係る確認事項が必要となるため整理して説明すること
 - ✓ 吊具の構造について説明するとともに、構造と関連づけて安全対策について説明すること

等を求めた。

6. その他

資料：使用済燃料共用プールに係る実施計画Ⅱ章の変更について

以上